

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日)  
の翌日

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇ 告 示 鳥取県農業改良資金貸付基準の一部改正

## 規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第四十五号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二の第三号の項に次のように加える。

(ウ) 大豆等自家生産物の加工に必要な共同施設	五、〇〇〇、〇〇〇円	七年以上（据置期間一年以内を含む。）
-------------------------	------------	--------------------

別表第三の第二号の項中「九〇〇、〇〇〇円」を「一、二〇〇、〇〇〇円」に改める。

第一号様式を次のように改める。



借り受けようとする資金、種類、種目		資 金	種 類	種 目

整 理 号	都 道 府 県 下 部 1	方 位	年 度	貸 付 決 定 号	取 扱 農 協 コー ド	借 受 者 住 所 地	借 受 形 態 個人 受益 農家数 共同 別	資 金 コー ド 種 類	種 目	細 目

借 業 量	事 業 費	申 請 額 (貸 付 額)	据 置 期 間 償 還 期 間	償 還 計 面						
				1 年 目	2 年 目	3 年 目	4 年 目	5 年 目	6 年 目	7 年 目
千 円	千 円	千 円	年 月 日	償 還 額 千 円	償 還 額 千 円	償 還 額 千 円	償 還 額 千 円	償 還 額 千 円	償 還 額 千 円	償 還 額 千 円

統計用記入欄

借り受けようとする事業の細目別内訳				
細 目	事 業 量	事 業 費 千 円	貸 付 額 千 円	

- (注)
- 1 太総わく内は、申請者は記入しないこと。
  - 2 細目を2つ以上借り受ける場合は、細目コード欄に99と記入し、借り受けようとする事業費及び申請額のみを記入すること。ただし、この場合は、統計用記入欄に細目コード別に事業量及び事業費を記入すること。
  - 3 事業量は小数点未満を切り上げて整数を記入し、事業費及び申請額(貸付額)は千円未満を切り捨てて千円の単位で記入すること。ただし、統計用記入欄の事業費については、その合計が借り受けようとする事業費に一致するように調整して記入すること。

第四号様式を次のように改める。

第4号様式 (第10条関係)

農 業 改 良 資 金 貸 付 決 定 通 知 書

借 受 者 住 所

氏名又は名称及び代表者氏名 殿

さき申請された農業改良資金  
 ( ) の貸付け  
 については右のとおり決定する。

年 月 日

職 氏 名 印

地方 コード	取扱農協 コード	資金	種類	種 日	貸付決定 番号	貸付金額 千円

種 類	名 名
種 目	

債 還 期 限	年 月 日

納 入	債 還	期 日	方 法		要 項
			金 額 千円	摘 要	
第 1 回		年 月 日			
第 2 回		年 月 日			
第 3 回		年 月 日			
第 4 回		年 月 日			
第 5 回		年 月 日			
第 6 回		年 月 日			
第 7 回		年 月 日			
計					
連 帯 保 証 人					
取 扱 農 協 名					

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第八百二十三号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和五十三年十一月鳥取県告示第千十三号）の一部を次のように改正する。

昭和五十七年八月十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第一技術導入資金の表の第二号の項の(中)「三、八二〇、〇〇〇円」を「四、三〇〇、〇〇〇円」に、「四、二三三、〇〇〇円」を「五、八〇〇、〇〇〇円」に、「一六、五七〇、〇〇〇円」を「一六、六五〇、〇〇〇円」に、「一、一八〇、〇〇〇円」を「三、一一一、〇〇〇円」に、「三、六三〇、〇〇〇円」を「四、〇三〇、〇〇〇円」に、「九六四、〇〇〇円」を「一、一二六、〇〇〇円」に、「四五四、〇〇〇円」を「五九八、〇〇〇円」に改める。

第二農家生活改善資金の表の第三号の項中「(ハ) 共同運動施設の設置

に要する費用

」を

- (ハ) 共同運動施設の設置に要する費用
- (イ) 大豆等自家生産物の加工に必要な共同施設の設置に要する費用

に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千四百円（送料を含む。）】